

【生徒心得】

本校生徒は、常に高校生として正しい判断に基づき責任ある行動をとること。

1 授業について

ア 時間厳守

始業時は、指定された場所で授業の準備をして待機する。

欠席・欠課・遅刻等をする場合は、学校に速やかに連絡する。

イ 環境整備

授業に不要な物は、学校に持ってこない。授業時に使用しない。

＊授業時は、携帯電話等を指定された場所に提出する。

迷惑行為（落書き等）は、行わない。

ウ 礼節遵守

授業時は、指示に従い積極的に取り組む。

授業の支障となる行為（迷惑行為・問題行動等）は、行わない。

2 通学について

交通ルールや交通マナーを遵守し通学すること。

安全に留意し時間に余裕をもって通学すること。

通学のため単車や自動車を校内へ乗り入れることは、原則として認めない。

3 学校生活について

ア 髪型や服装は、自由とする。但し、学校生活の支障にならないこと。

イ 登校後は、許可なく校外に出ない。

ウ 部外者の校内立ち入りは、禁止する。

エ 公共物等器物を破損した場合は、原則弁償とする。

オ 私物（貴重品等）の管理は、各自が責任を持って行う。

カ 給食は、指定した場所で食べる。

キ 法律（飲酒、喫煙、道路交通法等）に違反する行為は、厳禁とする。

ク 事故または異常があった場合は、速やかに学校に連絡する。

ケ 日高定時制は、日高全日制や日高附属中学校と校内を共有している。

不要な場所には、立ち入らない。

＊以上の生徒心得を遵守できない場合、訓告、特別指導、懲戒（停学処分・退学処分等）を受ける場合がある。

日高高等学校定時制 生徒指導部方針

和歌山県立日高高等学校
定時制 生徒指導部

【1】生徒指導の意義

生徒指導は学校教育目標を達成するための重要な教育活動であり、生徒一人一人の個性を生かすよう、人間味のある指導・援助を行うことが大切である。また、家庭や生徒に対する理解を深め、望ましい人間関係を確立しながら、適切な指導に努める必要がある。

生徒指導を行うにあたっては、単に生徒の問題行動への対応だけではなく、日頃からの生徒一人一人のよさや可能性を多面的に評価し、自己実現を支援する「積極的な生徒指導」を行うものとする。

【目的】

学校生活全般に関する規律を守るという行動を通して、日高高等学校定時制課程の一員としての自覚を持ち、集団生活での生活規律の形成を図り、社会の一員としてふさわしい行動をとり、役割を果たすことができるようにする。

【2】具体的方針

(1) 重点指導

①基本的生活習慣の確立

イ. 遅刻、欠席に対する指導

- ・家庭と連携し、遅刻・欠席を繰り返す、生徒への指導を図る。

ロ. 授業規律の確立

- ・公的な場の秩序を守り、整然とした環境で勉学に取り組む。

②喫煙防止指導

- ・未成年者の喫煙は「未成年者喫煙禁止法」により禁止されていることをHR活動等で周知徹底させ、保護者や関係機関とも連携を図りながら喫煙習慣をつけさせない指導を行うとともに健康的な身体の育成に努める。
- ・休憩時の校内巡視を実施する。

③交通安全指導

- ・交通安全指導計画（交通安全教育、単車（自動車）通学生の指導）

④窃盗

- ・自己の所有物の管理についての指導
- ・万引等窃盗に対する指導
- ・自転車窃盗に対する指導

⑤暴力に対する指導

- ・暴力、暴言に対しては厳しく指導を行う。
- ・学校、家庭、地域、諸機関との緊密な連携を図る。

⑥いじめ

- ・全職員が、いじめの問題の重要性を認識し一致協力して全職員で取り組む。
- ・日頃から生徒の生活実態のきめ細かい把握や問題の早期発見に努める。

⑦携帯電話指導・情報モラル教育

- ・授業中、携帯電話は指定の入れ物に提出させる。
- ・携帯電話の授業中の使用は認めない。（授業中使用した場合は、預かり指導）

- ・情報モラル教育を計画し、携帯電話やパソコンのメール・書き込みを利用した誹謗中傷等人権侵害に対する指導及び対処方法の指導を行う。

⑧授業妨害（騒ぐ・暴言など）に対する指導

- ・他の生徒が落ち着いて（集中して）学習できない状況をつくった生徒に対して別室指導を含めた指導を行う。
- ・指導は、注意だけでなく、妨害に至った要因を含んだ指導を行う。
- ・ふり返りができ、進んで学習ができるようになるまで別室指導を継続する。

（２）生徒指導の留意点・運用

①留意点

- イ．懲戒等は、反社会的な行為に対する処分的な側面で必要とする考え方がある一方、学校教育は、本来、国家及び社会の形成者としての資質を高めるための指導・援助を行う役割があることも十分に配慮して行う。
- ロ．懲戒等を行う場合には、当該生徒の教育を受ける権利、家庭環境等について、十分考慮した上で、校長がその内容を決定する。
- ハ．懲戒等を行う場合には、当該生徒及び保護者に対する説明責任を果たすとともに、法令等の遵守及び実施手続きなど適切に対応する。
- ニ．問題行動を起こした生徒の立ち直りを支援するよう、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、教育的見地に立った粘り強い指導を行うこと。

②運用

- イ．本校の教育目標の達成に向けて全職員で取り組むこと。
『地域の期待に応え、仕事と学業を両立させ、自分を高めるために努力を惜しまない、生徒を育成する』
- ロ．全職員が年間の生徒指導計画について共通認識し、学校全体として取り組む体制を整えること。
- ハ．生徒一人ひとりの持つ特徴や傾向をよく把握して、それぞれの個性や特徴を生かした望ましい人間形成への援助を行うこと。
- ニ．家庭との連携を密にすること。
- ホ．担任及び各部との連携を密にすること。
- ヘ．学校（中・高）及び諸機関との連携を密にすること。
- ト．現職教育を実施し、職員の資質の向上に努めること。

【３】懲戒処分規定及び特別指導措置

（１）懲戒処分【学校教育法施行規則第２６条第３項による懲戒】

１．退学

【学校教育法施行規則第２６条第３項より抜粋】

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| １ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 | ２ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 |
| ３ 正当の理由がなくて出席常でない者 | ４ 学校の秩序を乱し、その他学生または生徒としての本分に反した者 |

退学を命じた場合、当該生徒及び保護者に文書をもって通知するとともに、和歌山県立高等学校規則第３０条により、速やかに教育長にその旨を報告する。

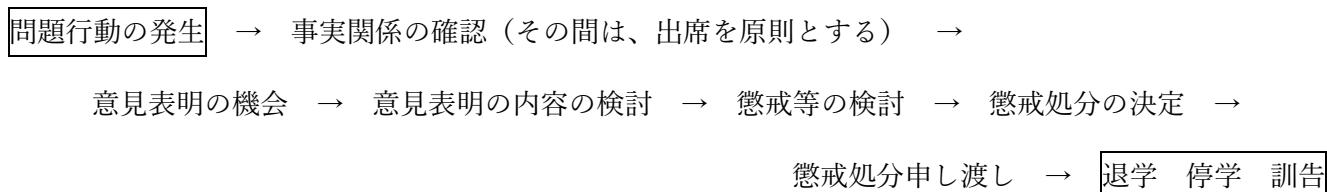
2. 停学

- ①停学は、問題行動に対する深い反省や、学校の秩序維持及び他の生徒の安全安心を確保するために、一定期間、学校の施設等を使用する権利を制限する処分である。
- ②停学を命じた場合、当該生徒及び保護者に文書をもって通知するとともに、和歌山県立高等学校規則第30条により、速やかに教育長にその旨を報告する。

3. 訓告

- ①訓告は、校長が当該生徒の起こした行為を戒め、注意を喚起するために行う処分である。
- ②訓告を命じた場合、当該生徒及び保護者に文書をもって通知する。

<懲戒処分の実施手順例>



<特別指導から懲戒処分へ>

特別指導を行っても、教員の指導に従わなかったり、問題行動を繰り返したりするなど、当該生徒の性行に改善が見られないと判断した場合は、適切な懲戒処分を検討することもある。

(2) 特別指導

①特別指導の種類

懲戒規定	内 容	指導担当者
説 諭	欠席、遅刻、早退、欠課等無届け、他	担任・関係職員・(生指部員)
訓 戒	説諭で指導目的が達せられない場合（保護者召喚）	校長・生徒指導部員・担任
家庭謹慎指導	道路交通法違反、喫煙、飲酒等不良行為、暴力及び窃盗 など (保護者召喚)	校長・生徒指導部員・担任
別室謹慎指導		
授業出席指導		

イ. 家庭謹慎指導（一定期間登校を禁止して家庭で謹慎を行う）

- ・家庭謹慎指導は、当該生徒が保護者と十分に話し合い、当該生徒が自己の生活を家庭にて振り返ることを目的としている。
- ・当該生徒に指導期間に応じた学習課題を与えるとともに、生活記録及び指導課題の作成等十分な指導を行う。
- ・担任教員等は、当該生徒への指導及び生活態度の点検等を行うため、適宜家庭訪問を行い、保護者との連携を密にする。

ロ. 別室謹慎指導（登校させて別室で課題・教科指導及び反省を行う）全職員で指導に当たる。

- ・別室謹慎指導は、当該生徒を登校させ、別室で教員の指導管理のもと、自らの行動と向き合わせるとともに、内省を促すことを目的としている。
- ・すべての教員は、当該生徒と関わり、当該生徒に、反省文や生活日誌、清掃活動等とおして指導する。別室謹慎指導において、その指導内容や当該生徒の状況が、授業への出席と同等の成果が見込めると校

長が判断した場合、授業へ出席したものとする場合もある。

ハ. 授業出席指導（授業を受けさせながら教育的指導を行う）

- ・授業出席指導は、授業に出席させた上で、放課後に別室で教員の指導管理のもと、学校生活全般をとおして内省を促すことを目的としている。
- ・すべての教員が、当該生徒の生活態度や学習態度等を観察しながら、特別指導の成果を確認する。

②特別指導の展開例

1. 家庭謹慎指導 → 別室謹慎指導 → 授業出席指導 → 復帰
2. 別室謹慎指導 → 授業出席指導 → 復帰
3. 授業出席指導 → 復帰
4. 家庭謹慎指導 → 復帰

<特別指導の実施手順例>

問題行動の発生 → 事実関係の確認（その間は、出席を原則とする） →

意見表明の機会 → 意見表明の内容の検討 → 特別指導の検討 → 特別指導の決定 →

特別指導申し渡し → 説諭、訓戒、家庭謹慎指導、別室謹慎指導、授業出席指導